

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施	(統計分析課)	1
○県統計調査の実施及び告示の廃止	(〃)	1
○道路の供用開始	(道 路 課)	1
公 告		
○農地を利用する権利の設定に関する裁 定	(農業担い手 支援課)	2
高知県教育委員会告示		
○県統計調査の実施	(教育政策課)	2
高知県選挙管理委員会告示		
○政治団体の設立の届出		2
○政治団体の届出事項の異動の届出		3
○告示(政治団体の設立の届出)の訂正		4
落札公告		
○落札者等の公告	(総務事務セ ンター)	4

告 示

高知県告示第774号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年9月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
保育所・幼稚園児の受動喫煙調査
- 2 調査の目的
子どものいる家庭における喫煙及び子どもの受動喫煙の状況を把握し、今後の受動喫煙防止対策を検討するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内の各福祉保健所管内の地域
 - (2) 単位
世帯
 - (3) 属性

高知市を除く県内の保育所及び幼稚園に在籍している年長組の保護者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項
 - ア 保護者等の喫煙状況
 - イ 子どもの受動喫煙状況
 - ウ 受動喫煙防止対策等
- (2) その基準となる期日
令和2年10月1日

5 報告を求める者

- (1) 数
約2,000世帯
- (2) 選定方法
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が保育所又は幼稚園を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送による調査

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
1回限り
- (2) 調査の実施期間
令和2年10月1日から同月末日まで

高知県告示第775号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、令和元年8月高知県告示第315号(県統計調査の実施)は、廃止する。

令和2年9月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
シーフードショー(東京・大阪)出展者アンケート調査
- 2 調査の目的
シーフードショー高知県ブースに出展した県内の水産事業者から出展による成果、評価等を把握し、事業の改善に向けた検討を行うための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業者
 - (3) 属性
シーフードショー高知県ブースに出展した県内の水産事業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 名刺交換枚数、見積提示件数及びサンプル発送依頼件数
- イ 成約状況及び成約見込み状況
- ウ 出展日の1月後及び6月後にあつては、出展目的、成約状況及び成約見込み状況、次回の出店意向等

(2) その基準となる期日

シーフードショー高知県ブースへの出展日の当日、1月後及び6月後

5 報告を求める者

- (1) 数
 - ア 東京出展 約20事業者
 - イ 大阪出展 約20事業者
- (2) 選定方法
シーフードショー高知県ブースに出展した県内の水産事業者の全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
調査員又は電子メールによる調査

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
1年
- (2) 調査の実施期間
 - ア 出展日の当日
 - (ア) 東京出展 毎年8月下旬から9月下旬まで(令和2年にあつては、令和2年9月下旬から同年10月下旬まで)
 - (イ) 大阪出展 毎年2月下旬から3月下旬まで
 - イ 出展日の1月後
 - (ア) 東京出展 毎年9月下旬から10月上旬まで(令和2年にあつては、令和2年10月下旬から同年11月上旬まで)
 - (イ) 大阪出展 毎年3月下旬から同月末日まで
 - ウ 出展日の6月後
 - (ア) 東京出展 毎年2月下旬から3月下旬まで(令和2年にあつては、令和3年3月上旬から同月下旬まで)
 - (イ) 大阪出展 毎年8月下旬から9月下旬まで

高知県告示第776号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年9月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡横矢字ミヤノ尾 1049番2	20	令和2年9月25日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年9月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報
登記名義人 濱口 貢一（死亡）
- 2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市岡豊町小籠字土居593番1	田	1,418㎡
南国市岡豊町小籠字土居613番	田	826㎡
南国市岡豊町小籠字土居614番	畑	657㎡

- 3 利用権の内容
田又は畑として利用
- 4 利用権の始期及び存続期間
令和2年10月1日から5年間
- 5 借賃に相当する補償金の額
116,040円
- 6 補償金の支払の方法
利用権の始期までに高知地方法務局香美支局に補償金を供託する。
- 7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人高知県農業公社 理事長 杉村 充孝
高知市丸ノ内一丁目7番52号

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第7号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年9月25日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 調査の名称
学校給食実施状況等調査
- 2 調査の目的
学校給食の状況を把握し、その普及及び充実を図るための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
教育委員会及び学校
 - (3) 属性
市町村（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食を実施している県立の高等学校（定時制の課程を置くものに限る。以下同じ。）及び特別支援学校（高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の規定により県立の特別支援学校に置かれた分校を含む。以下同じ。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 市町村教育委員会に対するもの
 - (ア) 学校給食の実施状況
 - (イ) 学校給食の調理方式別の実施学校数
 - (ウ) 学校給食の調理員の配置状況
 - (エ) 規模別の学校給食の調理員の配置状況
 - (オ) 学校給食業務の外部委託の状況
 - (カ) 学校給食費の状況
 - (キ) 米飯給食の実施状況
 - (ク) 学校給食共同調理場の状況
 - (ケ) 栄養教諭又は学校栄養職員の配置状況（学校等別及び規模別）
 - イ 県立の高等学校に対するもの
 - (ア) 生徒数
 - (イ) 調理員の配置状況
 - (ウ) 給食の実施時間
 - (エ) 給食費の状況
 - (オ) 米飯給食の実施状況

- ウ 県立の特別支援学校に対するもの
 - (ア) 学校給食の実施状況
 - (イ) 学校給食業務の外部委託の状況
 - (ウ) 給食費の状況
 - (エ) 米飯給食の実施状況
- (2) その基準となる期日
令和2年6月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
35教育委員会及び14校
 - (2) 選定方法
県が作成したリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
 - (2) 調査方法
電子メールによる調査
- 7 報告を求める期間
 - (1) 調査の周期
1年
 - (2) 調査の実施期間
令和2年9月下旬から同年10月下旬まで

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。
令和2年9月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
野村満久後援会	野村 満久	野村 美和	幡多郡大月町春遠569	令2・8・3
高知県土佐一新の会	長尾 和明	菅原 美香	高知市本町四丁目2-39-2 F	令2・8・26

高知県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党いの町吾北支部 （筒井 一水）	伊東 敏壽	異動なし	吾川郡いの町上八川甲3058-1	令2・7・30
新					
旧	自由民主党吾川郡仁淀川町吾川支部 （藤崎 源彦）	異動なし	異動なし	異動なし	令2・8・6
新					

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	あたたかい民主高知市政をつくる会 （田口 朝光）	異動なし	金子 協輔	異動なし	令2・8・10
新			水口 芳廣		

旧	依岡一生後援会 （依岡 一生）	異動なし	異動なし	幡多郡大月町姫ノ井1143-1	令2・8・20
新				幡多郡大月町姫ノ井中ヶ市1136-1	

高知県選挙管理委員会告示第71号

令和2年8月高知県選挙管理委員会告示第59号（政治団体の設立の届出）の一部を次のように訂正する。

令和2年9月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

「 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党高知県 第1区総支部 (武内 則男)	武内 恵子	高知市永国寺町2-1	○	令和2年 7月10日

を

「 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党高知県 第1区総支部 (武内 則男)	武内 恵子	高知市永国寺町2-1	衆議院議員	○	令和2年 7月10日

に訂正する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年9月25日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県総務事務委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
令和2年8月6日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 落札金額
206,800,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
令和2年6月5日